

会 議 録

公開・非公開 の別	【開催日】平成27年4月28日（火） 【時 間】17時30分～19時30分	【傍聴人数】0人 【傍聴室】		
公開	【場 所】岸和田市役所 新館4階第2委員会室	岸和田市役所 新館4階第2委員会室		
【名称】平成27年度第1回岸和田市受益者負担検討委員会				
【出席者】				
○は出席、■は欠席				
和田	萩原	黒田	的場	中村
○	○	○	○	○
《事務局》企画調整部：森口部長 行政改革課：春木課長、井上担当長、大田主任				
【議題等】				
1. 受益者（利用者）負担の算出の考え方の検討				
①コスト負担の考え方				
②採算性と公的関与の必要性による施設別費用負担設定の考え方				
2. 提言書（案）の全体を通して				
3. その他				
【会議録概要】				
●委員過半数の出席により、委員会の成立を確認。				
●事務局より各議題について説明				
●各議題について委員間で意見交換と協議				
1. 受益者（利用者）負担の算出の考え方の検討				
①コスト負担の考え方				
事務局：（「受益と負担（公の施設の使用料及び手数料等）のあり方について」の資料P11、別紙1 について説明）				
◆ コスト負担の区分について				
委 員：別紙1のコスト負担区分は、これが最新になります。この分類についてはいかがでしょうか。				
委 員：きれいにまとめられていると思います。何度も修正されたと思いますが、思った以上に施設の仕様が単一ではなかったようで、全面を貸し出しているわけでもなく、事務所の施設が入っていたり、あるいは複合施設で他の施設との共用部分があったり、試算には大変に苦労されたと思います。				

同時に、行政は、これまで「コストを負担していただく」という形で使用料について考えてこなかったことが改めて分かりました。今までの施設使用料は、当時の市民の満足度に対して「この程度なら支払ってもらえるのではないかと」、市民側に立って決められていたように思いますし、施設をどの程度維持するのか、どの部分の費用を市民の使用料で賄うのかということを考えてこなかったのではないかと思います。

ただ、今後、施設の維持管理を前提として市民負担を求めるのであれば、やはりどこかでこのような試算が必要だったと思います。そういう意味では、先駆的に行われたと思うので、この形が広がると、今後、他の市町村でもこのような形に基づいて費用負担をどのように合理的に考えるのかという議論が進むと思います。したがって、大変なご苦労をいただいて申し訳ないと思っていましたが、このようにきれいに出来上がってみると、前述のようなことが感じ取れたので、意味があったのではないかと思います。

そして、別紙 1 の表は非常に合理的に見えますし現状ともあまり大きな乖離せず、適合しているように思います。

委員：ありがとうございます。このような仕分け、分類を専門とされている委員はいかがでしょうか。

委員：減価償却費等は負担が大きくなるので、そこを含めると現状の使用料と比べて高くなるのではないかと思います。この減価償却費の今の試算の方法は、「仮に今建てるとしたらいくらくらいかかるのか」というところから計算されているので、今後は元々建てた年度によって建築費が決まるというところから試算をすれば、もう少し償却費が低くなるのではないかと思います。

また、機会費用は、借地ではなく、現在市所有のところを他に貸した場合はこのくらいもらえるだろうというものですが、これは現在、土地として利用しているところに限って計上すればよいと思います。比較的、すぐに転用しやすいところを考えると、そのように考えた方がよいのではないかと感じました。

委員：先ほどもご意見がありましたように、別紙 1 の表はかなり苦労されたようですが、きれいに整理されていると思います。小分類がこれでよいかどうかは各委員に伺わなければ分かりませんが、整理の仕方として、A、B、C、D の 4 つで積み上げて負担していただくという考え方は、市民にも分かりやすいのではないかと思います。

◆ 使用料、目的外使用料の考え方について

委員：本当によくまとめられていると思います。人件費のところも、委託料のところも、分け方が分かりやすく、納得いくものになったというのが率直な感想です。

2 点ほど質問したいと思います。一つは使用料の件で、これまではこのような経費等の

説明もなく、使用料として受け取っていたと思いますが、今回、C区分、D区分の方については「あなたたちの活動に対してこのような経費がかかるから、お金をいただきます」という形になっていて、B区分から使用料がかかるようになります。その場合、使用料は何に対する費用として説明されるのでしょうか。どの区分も使用するわけですが、使用料がB区分から出てくる理由が説明できればよいと思います。

もう一つは、例えば、公民館や青少年会館、女性センター等は目的外使用料が設定されており、それと比較すると、D区分で計算される使用料は安いのですが、C区分、B区分、A区分と上がっていくと今の目的外使用料よりも1時間当たりの料金がかかなり高くなります。その場合、現行の目的外使用料は完全に廃止して、これに基づいて考えていくのかどうか、その2点を伺いたいと思います。

事務局：D区分であれば目的外使用料よりもやや安いと同額程度、C区分、B区分、A区分になるに従って高くなるという件については、それぞれの施設をどの区分に当てはめるかということで議題の②になります。それぞれの施設をどの区分に配置するべきかという意見を委員の皆様からいただきまして、且つ市民アンケートに伴う分類を当てはめるとどうなるかというのが、別紙2のD、C、B、A区分という例になっています。施設によってどの区分を入れるかは、後ほどご議論いただければと考えています。

使用料についてはリース料になりますので、施設によって様々だと思いますが、観葉植物等の植物やコピー機等のリース料が含まれます。

②採算性と公的関与の必要性による施設別費用負担設定の考え方

事務局：(別紙2について説明)

委員：別紙1で大枠の区分を皆様に調整していただきましたので、別紙1も関連しながら、別紙2についてご意見をいただきたいと思います。最初はどこに当てはめるかを悩みましたが、最終的に、皆様から1度出していただいた案とそれ以降の議論を基に、施設をA～Eに区分していただきましたので、この区分を見ていただいて、資料P11の「公共施設の区分」のA～E区分について、どの施設がどの区分に入っているか、別紙2はA区分が2つ、B区分が4つ、C区分が2つ、D区分が3つという配置について、これで適切かどうか、疑問に思われる点等を「公共施設の区分」の特性、考え方に照らし合わせていただきながらご発言いただきたいと思います。

◆ 「使用料」の内容について

委員：先ほどの「使用料」の件ですが、別紙1の表は最終的に市民にも公開するのでしょうか。「使用料」という言葉は、市民が何かの場所を使用することに対する料金というイメージがあります。それに対して、別紙1ではリース料やコピー代等もあり、確かにそれを使う

ところもありますが、そういうものがかからない運動場等の使用に対しても「使用料」として払っていたと思います。

別紙 2 の P3 でも、税金か、使用料かという選択肢になっており、ここでの使用料はシンプルに市民が使った対価としての「使用料」という言葉になっています。

素人的な視点では、この「使用料」の意味が混乱するのではないかと思います。皆さんはこれですぐに理解できるのでしょうか。

事務局：別紙 1 については、本来は購入して備えるべきものを、行政が購入するのではなく、リースをしていますので、それによってかかる使用料になります。したがって、別紙 1 を出すに当たっては、ここでの「使用料」についてはどういうものかという定義をして、市民に負担していただく「使用料」ではなく、ものを借りている賃借料という形が分かるようにさせていただきます。

委員：今のご意見は非常に大事で、「使用料」という言葉は同じですが、別紙の P3 のアンケートの「使用料」は意味が違いますので、※等で注釈を入れていただけるようお願いいたします。

その確認もできましたので、別紙 2 の 8 施設の区分についてご意見をお願いいたします。

◆ 「斎場」の区分について

委員：C 区分の「斎場」は、岸和田市の場合は火葬するだけで、採算性や民間代替の存在はありません。したがって、C 区分でよいのでしょうか。

委員：事務局はいかがでしょうか。当初、全体のアンケートでは C 区分だったのででしょうか。現在、斎場は民間に置き換わっている市もありますが、岸和田市は違うということなので、それならばこの位置が変わってくるという話があったと思います。それでも、今 C 区分に入っている理由等について説明をお願いします。

事務局：以前、「斎場は火葬場だけではなく、式ができるものを含んで考えていた」というご意見もいただきましたが、当初のご回答では、現在の C 区分に 3 名の委員、D 区分に 1 名の委員、E 区分に 1 名の委員が区分けされていました。したがって、今回のご提案は平均的なところで、一旦、C 区分で提案させていただきました。

委員：それでは、本日の議論の場で D 区分に替わることもあり得るということでしょうか。

事務局：はい。また、経費的な計算の部分で「斎場」を見ていただきますと、委員の皆様方の配分は C 区分が多かったのですが、「斎場」は火葬によって高い熱が発生しますので、耐火

煉瓦等の改修が必要になり、そのため大規模改修の費用をここに入れるべきではないかということから、C区分に入れさせていただきました。

委員：「斎場」については、福祉の観点からご意見をいただいていたと思いますが、いかがでしょうか。

委員：私も「斎場」は気になっていましたが、計算を見ますと今の金額の方が高いので、どうすればよいか、判断の難しいところだと思います。例えば、D区分など、火葬場に関しては代替性がないと思います。法的に民間で行うことも可能なのでしょうか。

事務局：関東の方では私立の斎場があります。

委員：公的なところが委託して民間が運営する形ではなく、株式会社のようなところが火葬場を経営することが可能なのでしょうか。

事務局：実際の運用形態の調査はできていませんが、多分東京 23 区については、ほとんど私設斎場での運用になっていると認識しています。したがって、法的にできないわけではありません。ただ、設置に関しては、都市計画やいろいろな定めの中で、位置を指定する等、特殊な手続きをされていると考えています。

委員：つまり、代替性があるということですが、私はD区分ではないかと認識しています。公的関与の必要性も大きいと思いますし、代替性は少ないと思いますので、最初、E区分と考えていました。しかし、別紙1のマトリックスではE区分は無料になるため、この考え方では計算しづらくて難しいところです。特別に理由をつけて、D区分に位置づけるけれども、大規模改修分だけ上乗せする必要がある等、そのような形にした方がよいのではないかと思います。

委員：「斎場」のイメージがいろいろあったのだらうと思います。単に火葬場だけであれば、私はD区分かE区分に入れていたと思います。仮に代替施設があったとしても、全く代金を払えないような人でもご遺体は火葬しなければならないので、最低限の公共サービスだと考えます。したがって、そこだけ考えるとD区分かE区分になると思います。最初は、葬式関連も付随しているイメージがあったので、C区分かD区分だと考えていましたが、岸和田市の場合、完全に火葬場であるならC区分ではないと思います。

◆ 「斎場」の試算について

委員：費用設定については他の市町村との横並びを考えられたかもしれませんが、それについ

てはどうでしょうか。

事務局：ご指摘の分の近隣の状況については手元に資料がありませんので、調べた後にご報告をさせていただきます。

現行の費用の方が高いというご意見については、「斎場」における減価償却、大規模改修費について、自治総合センター刊行の「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」の一般的な建築物に関する単価を入れて計算していますが、「斎場」は特殊な装置、特殊な仕様になりますので、この部分の計算が大きく変わるのではないかと考えています。

委員：実際に年平均利用されている回数で試算する方が現実的ではないかと思います。

委員：できる限り現実的な数字で試算した方がよいと思います。

皆様のご意見を集約しますと、C区分に位置づけられるのは違和感があるので、D区分の方がよいのではないかということです。その上で、委員が指摘されたように、この辺りはデリケートなところなので、下部に※印で注釈を入れる等、丁寧な書き方にした方がよいと思います。

そして、D区分にしますと、現行と乖離しますので、稼働率で計算の修正ができるとういと思います。

委員：最初はD区分でよいと思いますが、そうなるとC区分が少なくなりますので、それが気になると思います。

委員：「斎場」については、我々の検討ではD区分でお願いして、数字の調整は人体炉の方で計算し、年間可能回数ではなく、稼働率で計算していただくようお願いいたします。

委員：D区分で考えた場合、単純計算で採算性がかなり高くなりますが、D区分に入れると採算性を低くしなければならぬので、使用料を減額するのが適正と考えられます。それでよいのでしょうか。激変緩和によって現実にはそうはならないと思いますが、考え方としてはD区分に入れると採算性が低い施設という評価になり、これだけの使用料を取るのには適正ではないという議論になると思います。整合性が取れないのではないのでしょうか。

事務局：死獣等（飼い主不明）に対しては減免で使用料が入らないという状況があり、また、「斎場」は大規模修繕もあります。

こちらでも少し悩んだのは、使用料なのか、手数料なのかという判断です。「斎場」の場所を借りているのではなくて、火葬することに対する手数料という考え方もできるとすると、施設の維持管理の経費を賄っていただくという考え方は適切ではないのではないかと

思われるわけです。使用料という形で一旦割り振りましたので、ここに入れましたが、グラウンドや体育館のような他の施設とは計算の仕方が違ってよいのではないかという悩みを持ちながら資料を作ったという経緯もあります。

したがって、「斎場」については計算の仕方が異なってもよいというご理解をいただけるのであれば、そのような考え方もしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：「斎場」は特異な特徴を持つので、他の施設とは計算の仕方が違ってくるかもしれません。特殊な計算については事務局に一任するというところでよろしいでしょうか。

委員一同：（異議なし）

◆ 学校体育施設開放とスポーツ施設の位置付けについて

委員：学校体育施設開放とスポーツ施設が別のところにあるのは問題ないのでしょうか。

事務局：スポーツ施設と学校体育施設開放の体育館はB区分とC区分になっていますが、委員の皆様のご提案の中でも、学校体育施設は税負担の高い区分になっていたと思います。

また、市民の皆様のアンケートを見ましても、学校体育施設の開放区分については、スポーツ施設とはやや異なる評価があったと思います。

加えて、B区分とC区分の大きな違いは減価償却です。社会体育施設については、専ら社会体育の利用のために使用され、学校体育施設の場合は、本来は児童、生徒の体育のために使用され、その空き時間を開放する形になりますので、減価償却までをこれに乗せるのは難しいと考えて分けています。

委員：できる限り、市民の方にも娯楽等に関してはB区分でご負担いただきたいという話もありましたので、スポーツ施設と学校体育施設開放は、教育か、趣味・娯楽かというところで違いが出てくると思います。

一見するとバランス的にはC区分が少ないようですが、一つひとつの施設の区分を冷静な目で判断していただいて、本日、決定したいと思っています。

◆ 観光施設について

委員：B区分の観光施設は、具体的には「だんじり会館」と「岸和田城」でしょうか。

事務局：観光施設に関しては「だんじり会館」と「岸和田城」がありますが、その他に「いよやかなの郷」という温泉地の宿泊施設もあり、それらを総合的に考えてB区分に入れていきます。

委員：温泉施設の「いよやかなの郷」と前の2つ（「だんじり会館」と「岸和田城」）はかなり異

なると思います。私は「だんじり会館」と「岸和田城」については、公的関与を高くしてもよいと思っています。この2つは市の財産であり、特に「だんじり」は文化的な意味も強いと思います。例えば、子ども料金を安くすることで対応するという可能性はあるかもしれませんが、「岸和田城」と「だんじり会館」については大人にもきちんと知ってもらった方がよいと考えますので、必ずしも娯楽施設ではなく、教育施設ではないかと思います。これは市のスタンスかもしれませんが、観光施設のB区分の内容が気になりました。

委員：今のご意見も貴重だと思います。代表的な3つの観光施設があって、前の2つと後の1つはかなり違うというご意見があり、社会教育的なものとして考えるとC区分に入ってもよいのではないかというご意見かと思います。

ただ、C区分にすると温泉施設もそこに入ってしまうことになりませんが、観光施設は3つに絞れるのでしょうか。

事務局：観光施設は観光課が所管している施設として分類しています。その他、使用料はいただいていませんが、「がんこ五風荘」もあります。それから市営の駐車場が「だんじり会館」の横にあります。紀州街道には「まちづくりの館」があり、二の丸公園のところに食事もできる観光交流センターがあります。そのように多様な施設があります。

委員：そうなりますと、一応B区分に入れて、但し書きが必要かもしれません。観光施設を列挙すると、代表的なものは3つですが、細かいものも入れると多様です。その中で、使用料の有無に関わらず、観光施設全体としては岸和田市の財産であることを市民にアピールし、「岸和田市にはこれほど素晴らしいものがある」とこの提案書から読み取っていただかなければなりませんので、市の財産である「だんじり会館」と「岸和田城」に関しては考慮の余地があり、C区分に入るという幅を残しておいた方がよいというご意見をいただいたと思います。

委員：この2つの施設については、市内の人と市外の人では値段が違うのでしょうか。

事務局：同じです。

委員：例えば、市民と市外の人で価格差をつける等の対応でもよいかもしれません。

委員：関連しますが、社会見学や学校教育で「だんじり会館」を来館しているのでしょうか。

事務局：社会見学や学校教育については、すでに減免で対応しています。

委員：それでは、観光施設についてはB区分ということで、委員はよろしいでしょうか。

委員一同：（異議なし）

◆ 施設名の記載について

委員：提言書のP11、12について、委員のご意見がまだ統一されていないのは、別紙1、2の区分図を提言書の中に入れるかどうかという点です。本日、最新の図を作っていただいたので、先ほど委員からご意見をいただいたように、別紙1の使用料はリース料等が分かるようにしたとして、提言書のP12に「コスト負担の区分」を入れても特に問題はないでしょうか。P12の方に「別紙1で検討」とあり、※印で「土地については～」と書かれていますが、このような形で使用料についても注釈が入ると思いますので、但し書きを含めて、「コスト負担の区分」がここに入るということでよろしいでしょうか。

委員一同：（異議なし）

委員：別紙2は今検討していますが、P12の下段に図が入ります。これに関して、今は施設名が入っていませんが、施設名も入れた方がよいでしょうか。入れた方が分かりやすいか、我々の中でも判断に困るところがあります。市民が迷うかもしれないので入れない方がよいのか、その場合は市民から質問があれば事務局が対応するという状況になるかと思いますが、いかがでしょうか。

委員：観光施設の中でも温泉施設だけが性格が違うという話がありましたが、宿泊施設等、本来は別の区分にするべき施設が観光施設の中に入っているのではないかと思います。観光課が所管している施設をすべて観光施設にするのは分かりやすい方法ですが、実際は観光課の中でも、まちづくりに関連するものや、「岸和田城」など文化的なものまで様々なものが入っていると思います。

したがって、この区分で入れるのであれば、観光施設とは何を指しているのかという説明が必要だと思います。そうすると、全部説明が必要になるかもしれません。

個人的な意見としては、入れない方がよいのではないかと思います。入れるなら全部入れなければなりませんし、この区分で入れるとかえって誤解を生むのではないかと思います。普通に考える観光施設ではないものが含まれており、例えば、「岸和田城」はなぜ文化施設ではないのかという議論になると思いますので、入れない方がよいかと思います。

委員：「いよやかの郷」を外すということでしょうか。

委員：そうではなくて、施設名を一切入れないということです。

委員：今の議論は、P12のように提言書にはA～Eに区分だけした図を入れて、施設名を入れないという意見です。事務局側は常に別紙2の施設が念頭にありますが、市民側は「岸和田城やだんじり会館は文化振興施設ではないか」と思うかもしれませんし、施設名の配置を見ることによってかえって混乱するのではないかとと思われるので、事務局側は常に案を持っていて、質問があれば答える形の方がよいのではないかとことです。

委員：私はいろいろなところで委員長を務めていますが、基本的に全部表に出したいと思っています。出さないのであれば、理由をつける必要があると思います。説明しなければならぬから出さないでいたとしても、質問されたら説明しなければならぬのであれば、いずれにしても説明を求められると思います。

観光施設については、「いよやかの郷」は独立採算ではないのでしょうか。他の観光施設はどうなのでしょう。

事務局：観光施設で他の施設が独立採算でできるかどうかと言いますと、観光施設は総じて実際の使用料である入場料が経費に占める割合がさほど高くなく、3割程度です。

また、観光施設については、各委員から経済的な視点で、持っている価値に対してあまり高い料金を設定すると入場者を失ってさらに採算を悪化させる、また、せっかく施設があるのに観光客を失うことにも留意するようというご意見をいただいていますので、その辺りは加えていきたいと考えています。

委員：私も「いよやかの郷」は2回ほどしか行ったことがありませんが、他の施設とは違うように思いますので、この対象にしないという方法もあるかと思いますが、対象にするのであれば、今言われたことを十分に配慮された方がよいと思います。

委員：施設名を入れるかどうかについて、他の委員はいかがでしょうか。

委員：難しいですね。市民からすると施設名が入っている方が分かりやすくよいと思います。具体的な施設名が入っていないと、「ここにはどういう施設が入るのか」という疑問が出てくるのではないのでしょうか。

委員：個人的な好みを言えば、すべての施設を入れた方がよいと思います。出せるものは出した方がよいのではないかと考えです。説明責任という観点から言えば、本来はすべての施設について説明できなければなりません。そうすると、本当は、例えば、文化振興施設も「すべての文化振興施設がB区分でよいのか」という議論をする必要があります。

ただ、もう時間がないので、下の空いているところにA区分に入る施設、B区分に入る施設の表を作って提示するのが一番しっかりと説明できると思います。それができるかど

うかは判断が付きませんが、どうせ説明しなければならないのであれば、入れるのも手ではないかと思います。

委員：私も委員のご意見と一緒に、一応のカテゴリが示されて、市民が疑問を持たれたら事務局に質問して、それに対して事務局が「文化振興施設はこれだ」ときちんと説明できる内容を持っていることが必要ではないかと思います。今回一番議論になった目的外等、いろいろな使われ方もしている中で、時間的な問題でそれぞれの施設について一つひとつ検討することは叶わなかったとしても、ここまでの提示はできるのではないかと思います。委員のご意見も分かりますが、それは「この施設はこの区分」というものをきちんと持っていれば説明責任は果たせますし、我々もオープンに「この施設はこういう区分に入った」というところまでは開示できるのではないかと思います。

委員：異論はありませんが、「斎場」だけは別で、カテゴリと施設名が必ずしも一致していません。そのような問題がありますが、例示として挙げることは必要だと思いますし、この配置で問題はないと思います。ただ、観光施設がB区分に入っているからと言って、杓子定規にすべての観光施設をB区分で考えるのではなく、使われ方や歴史を踏まえて、ある観光施設はC区分にする等、柔軟な考え方を含めていけばよいと思います。

事務局：このマトリックスに施設を配置した場合、別紙2にもあるように、あくまでAからEのゾーンに対する配置であり、採算性、及び公的関与の必要性の度合いを厳密に反映したものではありません。

したがって、資料P11の「公共施設の区分」のA～Eに施設の名前を入れる方が、誤解がないのではないかと考えますがいかがでしょうか。

委員：今、事務局からP11の「公共施設の区分」の表の「特性」「考え方」の横に1列足して、対象の施設を書くというご提案がありました。そうすると、大小にこだわらず区分に分けられるということです。

事務局：マトリックスを使うことによって皆様の意見をある程度集約することはできると思いますが、例えば、ある施設をC区分に入れる場合でも、C区分のどこに入れるかというところで意見が分かれると思います。そういうことをまとめてP11に書いてはどうかと思います。

委員：どちらでもよいと思いますが、使用料負担と税負担の割合がマトリックスのところで説明されているので、マトリックスの下に各区分に対する施設名を入れてはどうでしょうか。全部の説明要素が出た後に「A区分はこの施設」という形で入れた方がよいのではないかと

と思います。

委員：それでよいのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

委員：P12の下に区分ごとの施設名を入れる方が見やすいかもしれません。読み進めていく中で前後しなくてよいと思います。他の委員の方もそれでよろしいでしょうか。

委員一同：（異議なし）

2. 提言書（案）の全体を通して

◆ 激変緩和措置の上限、下限の設定について

委員：「使用料、手数料の改定の留意点」において、激変緩和措置についても皆様と話を詰めなければなりません。上限、下限の設定ですが、P14では「上限(または下限)を定め」となっています。上限を設定することは決まっていますが、下限についてはいかがお考えでしょうか。現在のように括弧書きで残すか、括弧を外して下限を設定すると明記するか、そのような議論になるかと思います。いかがでしょうか。

委員：現実的には下限が出てこないのではないかと思います。前述の「斎場」がそれに当たる可能性があります。したがって、括弧書きのままよいのではないかと思います。

委員：基本的に値上げの方向なので、下げる方は括弧書きでよいと思います。

委員：特に括弧書きで支障はありませんか。

委員：私は括弧が無くてもよいのではないかと思います。「斎場」は実際に下がるかというのが素朴な疑問ですが、今までの議論で「これだけ大変だから、負担していただきたい」と言っている中で、下げるという話は出てこないような気がします。ただ、括弧書きで下限を書いている問題はないとは思いますが。

委員：提言書の最初の方に財政状況が厳しいと謳っている中で、現状の料金を下げるという考えはないのではないかと考えています。しかし、「上限及び下限」となるときつい表現になるので、括弧書きで残してはどうでしょうか。

委員：残っていても特に問題は発生しないだろうというご意見です。提言書の内容から見て非現実的ではないかというところで、わざわざ書かなくてもよいのではないかということに

なるかもしれません。この点はいかがでしょうか。

委員：その前の文章が「急激な利用料の増減」となっていて、「減」があり得ると読めますので、この文章の流れであれば、このままでよいと思います。ただ、増加しか議論をしていないということであれば、「急激な利用料の増加について」とか「負担増については上限を定め」というように上げる方向しかないという形に書くか、どちらが提言としてよいのかということ。 「増減」と書いていれば「上限(または下限)」と書くべきではないかと思います。

委員：確かに、前の文章との整合性で、「増減」とあれば「下限」がないとおかしなことになります。「負担増について」であれば「または下限」は要らないことになります。これについて見通しが立たないのであれば、非現実的なことを書いても仕方がないので、思い切って「下限」を抜くという考え方もありますが。

委員：恐らく、急激に下がったからと言って市民は混乱しないと思うので、最後の「市民の混乱を避けるようにするべき」という一文を入れるのであれば、「増加」だけの表現でよいと思います。

委員：確かに、利用料が下がって混乱はしないと思います。

それでは、前の文を「急激な利用料の負担増については」に書き換えていただき、「上限(または下限)」の括弧部分を削除していただくということに決定したいと思います。

◆ 用語解説について

委員：次に、提言書を市民により分かりやすく読んでいただくために、巻末に用語解説的なものを付けてはどうかという提案です。我々にとっては使い慣れている言葉でも、市民が見て分からない言葉もあると思いますので、一々調べなくても良いように、用語解説を付けた方が親切ではないかということです。

予め、事務局から委員の皆様にご依頼があったと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

委員：事務局案はありますか。重複してもよいので、挙げていただけますでしょうか。

事務局：以前伺ったところでは「指定管理」、「原価計算」、「受益者負担」、「減免」、「公共施設とは」という言葉を挙げていただきました。

委員：それらは、我々がいつも気にせず使っている言葉ですが、市民に分かるように解説が必要だということです。あまり多過ぎず、15 個前後～20 個までくらいの語句について 2～

3行程度の説明を付ける形になると思います。先の5つの他に、委員の方から案があればご提案ください。

委員：最初の説明で「〇〇プラン」という形の計画が出ていますが、市民にとって何のプランなのか分からないようなら、何を計画しているプランなのかの説明が必要だと思います。
また、障害者基本法等の法律に関する言葉も出ているので、法律関係の言葉にも説明を付けたほうが親切ではないかと思います。

委員：岸和田市が作られているプラン、条例等が提言書の中に出ているので、それについての説明、また、法律に関する言葉の説明も必要だというご意見です。

委員：とても読みやすかったので、特にありません。今、挙げられた言葉と委員が挙げられたものが説明されれば問題ないと思います。ただ、これはどれだけ一般市民が読めるかによりますが、すでに我々は一般市民ではないのかもしれないので、その点は心配です。

委員：確かに、読み慣れているところがあるので、そういう心配な点はあります。

委員：キーワードとして「公益性」の説明も必要かもしれません。

委員：P12に負担費用の例を入れるわけですが、下に※印で、施設について「借地である場合は算入する」という説明がありますので、ここに「機会費用」の説明も入れてはどうかと思います。

委員：事務局の提案に「原価計算」がありますが、「減価償却」も入れていただきたいと思います。

委員：そうすると、別紙1に出ている言葉は何となくは分かりますが、個別のコストについてすべて説明があってもよいのではないかと思います。

委員：それについては、巻末の用語解説でよいのでしょうか。

委員：別にしてもよいかもしれません。

委員：別ですね。ありがとうございます。

他にお気づきの用語はございませんか。我々は目が慣れてしまって当たり前のように読んでいるところがあると思いますが、いかがでしょうか。

他にないようでしたら、委員が提案されたプランの説明や法律関係の説明を入れますと、10 個余りになるかと思えます。それとは別に、別紙 1 のそれぞれの分類の用語の説明は下に付けるということです。事務局には、その辺りの用語説明の作成をお願いします。その他、またお気づきの点がありましたら、最後にお聞きします。

◆ 資料編について

委員：P17 以降に付けていただいた資料編について、ご意見ををお願いします。提言内容により説得力を持たせ、さらに親切な説明をするために、何か付け加える資料、もしくはご意見がありましたら伺いたいと思います。

委員：資料を選定している基準は何でしょうか。例えば、資料 1 は、P1 に「広報きしわだ」として出ていますが、数字も具体的に出しているので良い使い方だと思いながら拝見しました。一方で、P2 の「きしわだ行財政再生プラン」も具体的な数字が出ていますが、こちらは資料が付いていません。この取捨選択の基準はどのようになっているのでしょうか。

事務局：資料については、基本的に今までの委員会で提出した資料を載せるようにしています。

委員：この資料は、最終的に市民も提言書で見るのでしょうか。そうであれば、具体的に数字が出ているところは資料を付けてもよいのではないかと思います。資料があるところとないところがあるのは違和感があります。

委員：事務局側の調整で、資料にせっきく No.を付けているので、提言書の方に入れられるでしょうか。

事務局：追加は可能です。

委員：それでは、そのようにお願いします。

委員：資料 3 で文化振興施設、観光施設の具体的な名称が出ていますので、先ほどの区分と合わせて読むとどれが入るか分かりますが、一部しか出ていないので、例えば「文化振興施設(抜粋)」とか「一部の施設を取り上げています」等の説明があった方が後々良いような気がします。

委員：まさに、「これだけしかない」と思われかねないので、「一部抜粋」等の形で対応していただきたいと思います。

委員：最後の円グラフは、平成 24 年度、25 年度の実績が示されていますが、提言書に平成 26 年度の実績は載せられないでしょうか。最新のデータを見せられるとよいと思いますが、出てくるにはもう少し時間がかかるのでしょうか。

事務局：決算に合わせる形になりますが、出納整理の期間が 5 月末までありますので、各課に問い合わせてもそこまで整理できていない可能性があります。

委員：分かりました。

◆ 最後に

委員：慣れた目で同じ文章を読むと目が麻痺してしまうので、何日間が置かなければならないところもあると思いますが、大きなところで議論しなければならない部分は一応終了しました。最後に、この会が全体を通して最終の委員会となりますので、何でも結構ですので、何かありましたらご発言いただきたいと思います。

委員：本日の議論は出尽くしたようです。それでは、委員の皆様には多くの貴重なご意見を賜りまして、山の頂上も見えてきたところです。本日出されましたご意見で決定できた事項、それから、最終的にもう少し加筆修正の必要な箇所等、細かい部分の調整は委員長と副委員長の方でさせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

委員一同：よろしくお願いします。

委員：今の予定では、5 月末に提言書を提出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これで本日の議題はすべて終了しました。受益者負担検討委員会も、本日をもちまして全 5 回の終了となります。委員の先生方、並びに事務局の皆様にはご協力をいただきまして、ありがとうございました。

以上